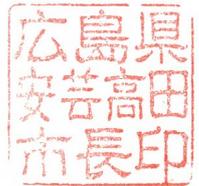


安芸高田市農政課 第 2 号
令和 8 年 3 月 17 日

地域農業基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により次のとおり公告し、該当地域計画変更の案をつぎにより縦覧に供する。

なお、当該地域計画案については、縦覧期間満了の日まで安芸高田市長に対して意見書（当該地域計画変更案の利害関係者に限る。）を提出することができる

安芸高田市市長 藤本 悦志



1. 地域計画変更案を定めようとする地域

- (1) 吉田地区
- (2) 八千地区
- (3) 美土地区
- (4) 高宮地区
- (5) 甲田地区
- (6) 向原地区

2. 地域計画変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 3 月 17 日

至 令和 8 年 3 月 30 日

3. 地域計画変更案の縦覧場所

安芸高田市役所 産業部地域営農課

4. 地域計画変更案の縦覧時間

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

5. 意見書の提出先等

提出先 安芸高田市役所 産業部 地域営農課

提出期限 令和 8 年 3 月 30 日（月）